【入会手続】

（１）通常のケース（新規開業）によるフロー

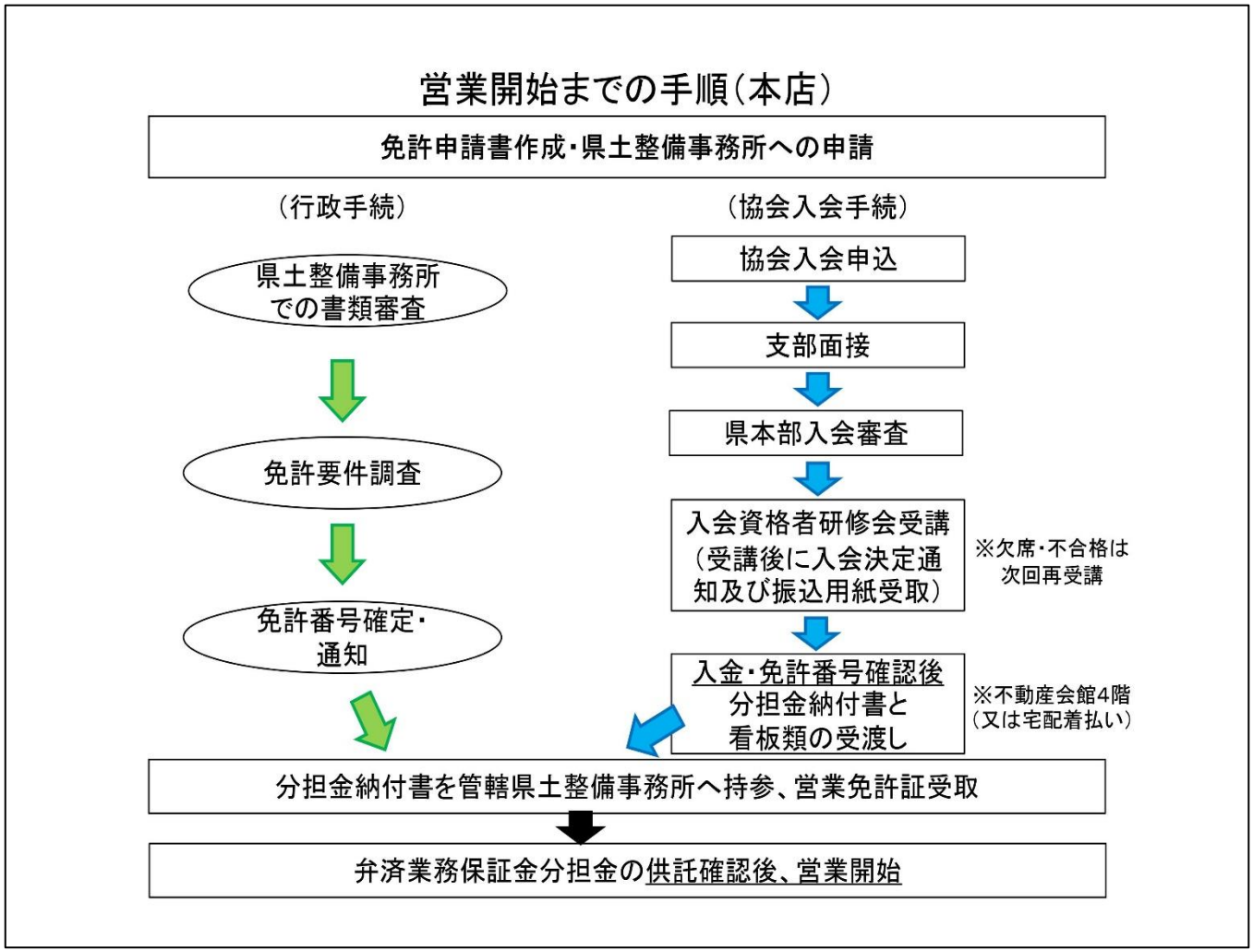

〔協会入会と免許交付との関係〕

１．入会の申込から決定までの期間は通常のケースで２ヵ月ないし３ヵ月程度かかります。
宅建業免許の申請から許可がおりるまでも、入会決定とほぼ同時期になっています。
※宅建業免許申請書は不動産会館で販売している他、
福岡県庁ＨＰ（http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/takkenmenkyo.html）、
宅建協会ＨＰ（http://www.f-takken.com/kyoukai/shinki_syorui.html）にも掲載しています。　宅建協会ＨＰには、書き方の見本も掲載しています。

２．免許の許可がおりることが先で、本会の入会決定が後になることがあります。
この場合は、本会の入会決定後、入会金等を振込、保証協会が発行する分担金納付書を県土整備事務所へ持参すると免許証の交付が受けられます。

（２）本店が既に福岡県内にあり、支店を同県内に開設する場合（支店入会）

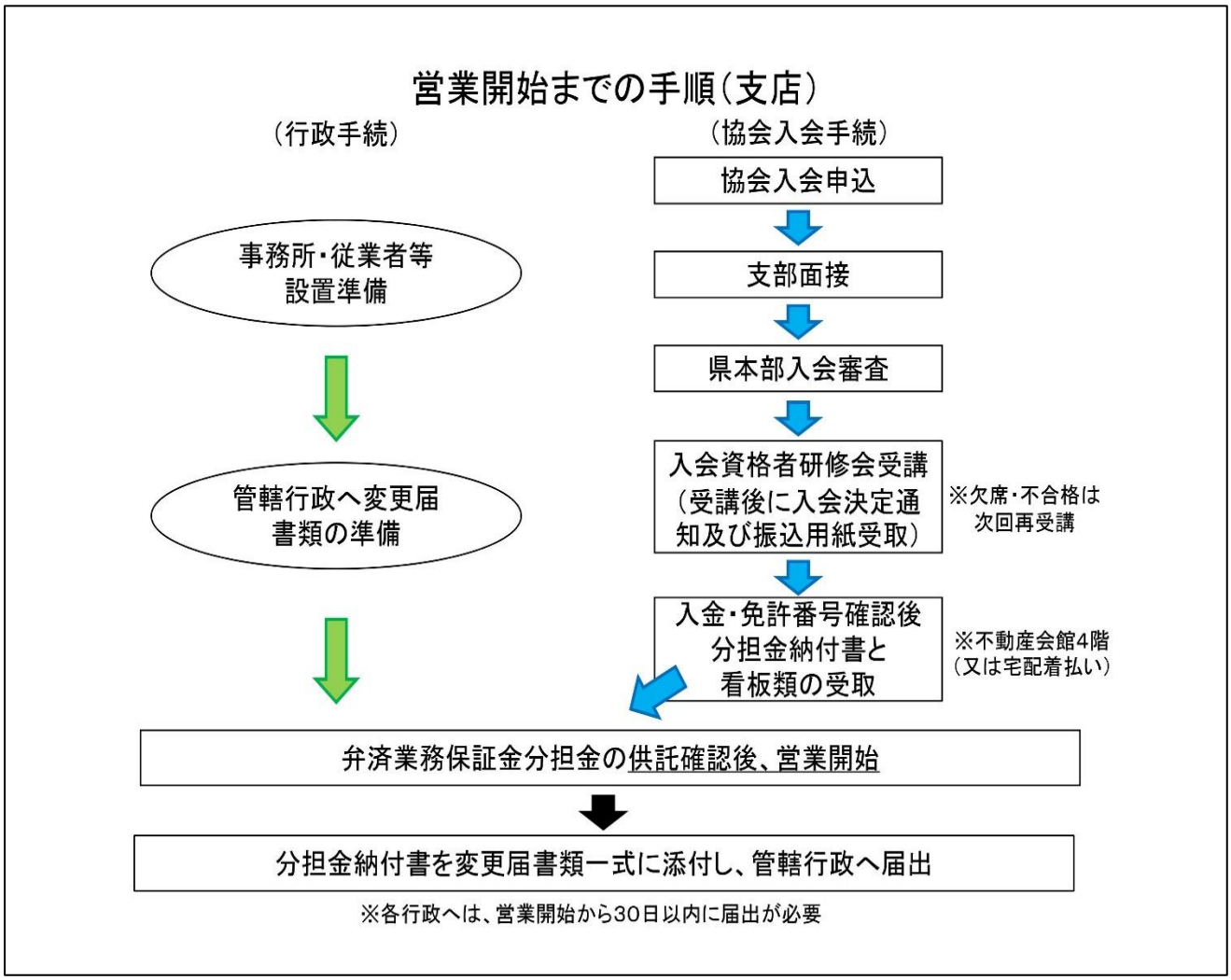

１．支店入会の場合でも、通常の入会と入会資格者研修会までは同様です。
　研修後、免許権者から免許交付の通知があった者で、かつ入会金等の金銭を支払った者に対して、領収書や分担金納付書、会員証等を不動産会館４階の県本部事務局で交付します。

２．供託が確認できましたら、まずは営業開始することができます。
　供託日は、原則として毎週木曜日です。第２週目の金曜日に入金があった場合は、第３週目の木曜日に供託を行います。

３．営業開始後３０日以内に、行政（本店所在地の県土整備事務所等）に分担金納付書を添えて変更届出書を提出してください。